

「幸福」研究の意義と可能性*

原田 博夫†

The Significance and Availability of 'Happiness' Study

Hiroo Harada

Abstract : 近代国民国家の成立とともに、生命、自由と幸福の追求が国民の権利として認められ、政府はそれを保証する義務を負うことが、人権宣言や憲法で明記された。しかし、幸福を政府が追求することは、幸福の概念が個人の主観に関わっているためか、現実の経済政策の場では無視された。それを理論的に裏付けたのが、ピグウ（1920）の第2命題への過剰な（ピグウにとっては不本意な）集中かもしれない。

われわれは、生活満足・幸福と経済状態には関連があるのか、という問題意識からスタートした。日本での「ライフスタイルと価値観に関する国際比較（アンケート）調査」からは、相対富裕度の高い回答者は年齢とともに満足度が高まるが、中低所得の30代、40代の生活満足は低くなっている。また、男女別では、同じ相対富裕度・年齢層の場合、常に女性の満足が高くなる。要するに、ひとびとの働き方や生活のありようが、生活満足・幸福を規定していることがわかる。

Keywords : 幸福、ソーシャル・キャピタル、ソーシャル・ウェルビーイング、生活満足、信頼、相対富裕

1. はじめに

生命、自由、幸福追求は、18世紀以降に国民国家体制が確立する過程で、政府に対する国民の権利として広く認識され、その後の人権宣言などにおいてゆるぎない地位を占めるに至った。日本でも、近代化・西洋化に踏み切った明治初期の最大の啓蒙思想家にして言論界のリーダーだった福澤諭吉は、『西洋事情』（慶應2年（1866））や『学問のすゝめ』（明治4年（1871））で、こうした世論を喚起し、国民意識の覚醒を目指した。この問題提起は、近代日本を象徴する大日本帝国憲法（1889年2月11日公布、

* 本論文は、専修大学ソーシャル・ウェルビーイング研究センター主催シンポジウム「『幸福』をつくる政策」（2015年11月28日、専修大学神田キャンパス）の際の問題提起に基づいて、議論を展開している。また、憲法などの各種基本文献（原典）で幸福（およびその追求）に関して明示的に言及している部分には、引用の際、注意を喚起する観点からゴチック体で表記している。

† 専修大学ソーシャル・ウェルビーイング研究センター代表、経済学部教授
〔受付日〕2016年2月4日 〔受理日〕2016年2月12日

1890年11月29日施行)でも限定的ながらも「上諭」と第9条で組み込まれ、第二次世界大戦後の日本国憲法(1946年11月公布、1947年5月施行)第13条ではより本格的に結実したが、第二次世界大戦後に植民地からの独立を遂げた多くのアジア諸国でも、同様な思想的系譜を基に、類似の宣言や規定が導入された。

しかし、政府の現実の経済政策では、生命、自由の確保や維持はともかく、明示的な幸福追求は等閑視された。この事情は、西洋諸国でも、日本を含むアジア諸国でも同じである。それに代わって政府の経済政策の中核に据えられたのは、経済成長、より具体的には、GDP成長率の限りない引き上げ・追及である。これこそが、政府への信認を表す有力なバロメータとみなされるに至った。これを可能にしたのは、国民経済計算体系(SNA)の整備・充実と、それに連動したケインズ革命以降のマクロ経済政策の理解と運用である¹。国民経済は、主要なマクロ経済変数を操作することで、短期・中期の経済変動を安定させ、持続的な成長軌道を維持することが可能だ、という認識である。

2. 近代史における国民の権利

そもそも、人民の権利は、イギリスにおいて、臣民の権利と自由を宣言し、王位継承を定める国会制定法である「権利章典」Bill of Rights(1689年)において、王権に対する国会の優越を宣言することで確立した。そのイギリスの植民地だったアメリカ・バージニアで、イギリスからの独立を求めたバージニア人であるジョージ・メイソン George Mason は、イギリスの権利章典(1689年)を踏まえながらも、貴族院議員のような特権的政治階級や世襲の役職という制度・概念を拒否した上で、「政府の根拠と基礎として…バージニアの人民に付随する」権利を主題として16カ条で構成されるバージニア権利章典 Virginia Declaration of Rights(1776年6月)の草稿を作成した。

そのバージニア権利章典の第1条は、「全ての人は生まれながらにして等しく自由で独立しており、一定の生来の権利を有している。それらの権利は、人々が社会のある状態に加わったときに、いかなる盟約によっても、人々の子孫に与えないでいたり、彼らから奪うことはできない。すなわち、財産を獲得して所有し、**幸福と安全を追求し獲得する手段と共に生命と自由を享受する権利である。**」また、第3条は、「政府は人民、国家あるいは社会の共通の利益、保護および安全のために制度化されるものであり、あるいはされるべきものである。様々な様式や形態の政府の中でも、最大限の**幸福と安全を生み出すことができ、悪政の危険に対して最も効果的に防御されているのが最善である。**いかなる政府もこれらの目的について不適切であるとか反して

¹ コイル(2014)は、こうしたマクロ経済指標の登場・普及の全体像を、簡潔に描写している。

いると認められるときには、公共の福祉に最も資すると判断される方法で、政府を改革し、置き換え、あるいは廃止する疑いも無く、不可分で剥奪できない権利を社会の多数派が持っている。」

Section 1. That all men are by nature equally and independent and have certain inherent rights, of which, when they enter into a state of society, they cannot, by any compact, deprive or divest their posterity; namely, the enjoyment of life and liberty, with the means of acquiring and possessing property, and **pursuing and obtaining happiness** and safety.

Section 3. That government is, or ought to be, instituted for the common benefit, protection, and security of the people, nation, or community; of all the various modes and forms of government, that is best which is capable of producing the greatest degree of **happiness** and safety and is most effectually secured against the degree of maladministration. And that, when any government shall be found inadequate or contrary to these purposes, majority of the community has an indubitable, inalienable, and indefeasible right to reform, alter, or abolish it, in such manner as shall be judged most conducive to the weal.

トーマス・ジェファークソンは、このバージニア権利章典を大いに参考にして、アメリカ独立宣言 United States Declaration of Independence（1776年7月）を起草した。その第2パラグラフの冒頭には、「われらは、次の事柄を自明の真理であると信ずる。〔即ち〕すべての人は平等に造られ、造物主によって一定の奪うことのできない権利を与えられ、その中には生命、自由および**幸福の追求**が含まれる。〔また〕これらの権利を確保するために人びとの間に政府が組織され、その権利の正当性は被治者の同意に由来する。〔さらに〕いかなる統治組織といえども、これらの目的を損なうものとなるときは、人民はそれを改廃し、彼らの安全と**幸福**をもたらすものと認められる諸原理と諸権限の編制に基づいて新たな政府を組織する権利を有する。…（以下、省略）…」と説明されている。²

We hold these truths to be self-evident, that all men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable Rights, that among these are Life, Liberty and **the pursuit of Happiness**. – That to secure these rights, Governments are instituted among Men, deriving their just powers from the consent of the governed, – That whenever any Form of Government becomes destructive of these ends, it is the Right of the People to alter or to abolish it, and to institute new Government, laying its foundation on such principles and organizing its powers in such form, as to them shall seem most likely to effect their Safety and **Happiness**. ……

² この邦訳は、樋口陽一・吉田善明編（1988）『解説 世界憲法』三省堂、による。

3. 明治期・第二次世界大戦後の日本への影響

西洋世界から始まった18世紀以降の国民主権あるいは人権思想の進展・確立は、19世紀後半の日本でも、近代化・西洋化に踏み切った明治初期の最大の啓蒙思想家にして言論界のリーダーだった福澤諭吉（慶應義塾大学の創設者）や明六社（森有礼（初代文部大臣）の発案により1873年創設）の人々によって、追求・推進された。福澤諭吉は、『西洋事情』（1866）や『学問のすゝめ』（1871）で、こうした世論を喚起し、国民意識の覚醒を目指した。福澤諭吉の『西洋事情』初編卷之二「亜米利加合衆国」（引用は、『福澤諭吉著作集』第1巻「西洋事情」、2002、p.68）では、「天の人を生ずるは億兆皆同一轍（平等）にて、之に附与するに動かすべからざるの通義（権利）を以てす。即ちその通義（権利）とは人の自ら生命を保し自由を求め幸福を祈るの類にて、他よりこれを如何ともすべからざるものなり。人間（世間）に政府を立てる所以は、この通義（権利）を固くするための趣旨にて、政府たらんのもはその臣民に満足を得せしめ初て真に権威あると云うべし。政府の処置、この趣旨に戻るときは、則之を変革しあるいは之を倒して、さらにこの大趣旨に基き、人の安全幸福を保つべき新政府を立てるも又人民の通義（権利）なり。是余輩の弁論を俟たずして明了なるべし。」（引用文中の（ ）内は、現代日本語訳）と述べられている。

この著作は、後の『学問のすゝめ』（1871）とともに、明治初期の大ベストセラーとなり、人口に膾炙した。いわば、近代化・西洋化を進めることが時代精神に合致していることを、当時の日本人全体に遍く知らしめた、ある種のバイブルでもあった。国民・人民は、自由と幸福を追求する権利を持っているがゆえに、時の政府は人々の安全や治安を維持する義務があるという相互の緊張かつ信頼関係を基本にして、権限を付与されているという権力構造を明らかにしている。しかし、近代国家では避けることのできない、国の主権者は誰か、あるいは政府の役割などに関する基準となる根拠・認識は、憲法の制定まで待たなくてはならなかった。

板垣退助らによる民撰議院設立の建白（1874年）に始まる国会開設運動を経て、発せられた国会開設の勅諭（1881年10月12日）に沿って、伊藤博文（初代首相）などによって準備された大日本帝国憲法は、1889年2月11日に公布され（公布時点では、黒田清隆が第2代首相だった）、1890年11月29日に施行された（施行時点では、松方正義が第4代首相だった）。この憲法は、明治天皇が首相に手渡すという欽定憲法の形式をとっているが、東アジアでは初めての近代憲法となった。

その「上諭」と本文第9条に、臣民の幸福増進を目的に政府・法律を定めることが明記されている。「上諭」では、「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫滋養シタマイヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ 其ノ**康福ヲ増進シ**其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ…」と渙発されている。本文第9条では、「天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ**幸福ヲ増進スル**為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム 但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得

ス」と規定し、政府には、法律を執行するため、または、公共の安寧秩序を保持し、臣民の幸福を増進する為に必要な命令を発することを求めている。すなわち、国会および政府には、臣民の幸福を増進するための諸施策を講じなくてはならない、という天皇からの遵守事項あるいは行動規範が設定されているのである。

この憲法の解説（コメンタール）は、皇室典範とともに、伊藤博文による『帝国憲法 皇室典範 義解 全』が、1889年6月1日に出版されているが、ほぼ同時に、その英訳 *Commentaries on The Constitution of The Empire of Japan* も伊東巳代治（内閣書記官長、農商務大臣などを歴任）によってなされている点は、大いに注目すべきである³。

Preamble or Edict

Having, by virtue of the glories of Our Ancestors, ascended the throne of a lineal succession unbroken for ages eternal; desiring to **promote the welfare** of, and to give development to the moral and intellectual faculties of Our beloved subjects, the very same that have been favored with the benevolent care and affectionate vigilance of Our Ancestors;

Article 9. The Emperor issues or causes to be issued, the Ordinances necessary for the carrying out the laws, or for the **maintenance of the public peace and order**, and for the **promotion of the welfare** of the subjects, But no Ordinance shall in any way alter any of existing laws.

すなわち、大日本帝国憲法は、プロシア憲法に大きく影響を受け、明治維新の政治的正当性の主張を背景にした天皇主権（第1章）を基礎にした欽定憲法ではあったが、天皇への翼賛体制だけが規定されていたのではなく、英米仏国の政治体制・憲法構造も一部は汲み取り、すでにこの時点で、政府・国会に臣民の幸福（英訳では、welfare となっているが）を増進する政策の実施・法律の成立を求めていたことは、忘れてはならない。

ポツダム宣言の受諾（1945年8月14日）をもって太平洋戦争の敗北を認めた日本は、新たな国家構造を再定義する必要に迫られ、その中核におかれたのが新憲法の採択である。1946年11月3日に公布され、翌年5月3日から施行されている日本国憲法には、第3章「国民の権利及び義務」第13条に「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」が規定されている。この英訳は、外務省 HP によれば、以下の通りである。

³ この英訳の狙いは、欧米などの海外への情報発信であり、具体的には伊藤博文などが憲法作成のために欧米で勉強した際に、指導を受けた欧米各国の政治指導者・大学教授などへの報告・返礼の意味を持っていた。要するに、近代化に踏み出した日本からの、欧米諸国並みの政治制度が整備されたことの対外的なアピール文書である。この書物は、1889年6月28日に、英吉利法律学校（現・中央大学）から、刊行されている。

All of the people shall be respected as individuals. Their right to life, liberty, and **the pursuit of happiness** shall, to the extent that it does not interfere with the public welfare, be the supreme consideration in legislation and in other governmental affairs.

このように、日本国憲法のこの条文はアメリカ独立宣言にきわめて類似している。というより、それをほぼそのまま、直輸入・移植したといってもいい。

4. 民主政治の下での政策目標の傾向

以上の流れを踏まえると、人々の幸福追求の権利とそれを政府が保証する規定は、人権宣言以来、欧米各国・近代国家の憲法上でも広く認められてきた。しかし、だからといって、それらの国々でのひとびとの幸福が実現しているか、あるいは高まっているか、さらには、そもそも国家・政府の目標として幸福実現を具体的に掲げているかといえば、それは大いに疑問である。まさにトルストイが『アンナ・カレーニナ』(1873)の冒頭で指摘している「幸せな家庭はどれもみな同じように見えるが、不幸な家庭にはそれぞれに不幸の形がある。」”Happy families are all alike; every unhappy family is unhappy in its own way” translated by Garnett (1901)の現実が、ここにはあるのかもしれない。この洞察はそれ自体としてはいわば真理の一面かもしれないが、それでは、そもそも幸福追求という憲法上の規定・目標は一体どこに行ったのか。

ここで想起されるべきは、ピグウの『厚生経済学』(1920)のロジック・影響である。この書は、基本的に、以下の3命題を根幹にしている。(1) 他の事情にして等しい限り (*ceteris paribus*)、国民分配分 National Dividend の大きさの増加は、経済的厚生を増加せしめる傾向を持つ。(2) 他の事情にして等しい限り (*ceteris paribus*)、国民分配分のうち貧者に帰する取得分の増加は、経済的厚生を増加せしめる傾向を持つ。(3) 他の事情にして等しい限り (*ceteris paribus*)、国民分配分の変動の減少は、経済的厚生を増加せしめる傾向を持つ⁴。ここでの基本概念である国民分配分とは、20世紀初頭に確立したマクロ経済指標の概念でいうところの国民所得 National Income、さらには近時の使用頻度では国内総生産 Gross Domestic Product 指標につながるものである。要するにピグウの基本命題は、まずは GDP の増加を追求し、その後、その成果を再分配に振り向ける、という現代民主主義国家の標準的政策運営の基本指針の妥当性・必然性を導くことになる。この精緻なフレームワークは、実は、19世紀後半のイギリス経済学確立の最大の立役者でピグウの師である、アルフレッド・マーシャルの言葉「冷静な頭脳と熱き心」(*cool head but warm heart*)を現実的に裏付け・継承するものとして、位置づけることもできる。

この学問的情熱に裏付けされたピグウのロジックは、その後20世紀中葉のイギリ

⁴ 実際には、この第3命題の詳細は、『産業変動論』(Industrial Fluctuations, 1926)で展開されている。

スやヨーロッパ諸国で、GDP/GNPが国家経営の主要かつ単一のマクロ経済政策の目標・手段として採用されることを促進したばかりでなく、さらには福祉国家路線を追求するようになって、より一層明確に定着するに至った。しかし、民主政治の下では、経済成長（プラスのGDP/GNP成長率）の追求が時の政府・政権の政策目標に設定されると、経済成長の継続をもって政権維持を図るという政治戦略・党利党略それ自体が自己目的化し、そもそもの国家目標である憲法上の基本原則の追求は等閑視されてしまう。政策決定の現場では、ひとびとの幸福追求という大原則は、意識的・無意識的に排除されてしまう。それどころか、政策決定の各種ステークホルダーがそれぞれの権益を死守して、全体として自生的な現状変更が困難になって、ひたすら外部環境の変化への対応のみに止めるという内向き志向が充満してしまう⁵。経済成長の追求のように矮小化された政策目標は、近代の民主主義国家の本来の大目標に（少なくとも、ひとびとの幸福追求はその一つだったはずである）合致しているのだろうか。そもそもこうした社会認識それ自体が、極めてミスリーディングなのではないだろうか。⁶

5. 「幸福」研究の意義：本研究プロジェクトの基本的スタンス

7年前にスタートしたわれわれの専修大学研究プロジェクトの概要と変遷は以下の通りである。まず、社会関係資本研究センターが、テーマ「持続的発展に向けての社会関係資本の多様な構築：東アジアのコミュニティ、セキュリティ、市民文化の観点から」、研究代表・原田博夫経済学部教授、研究期間2009年度～2013年度で、実施された。続いて、ソーシャル・ウェルビーイング研究センターが、テーマ「アジアにおけるソーシャル・ウェルビーイング研究コンソーシアムの構築」、研究代表・原田博夫経済学部教授、研究期間2014年度～2018年度で、実施されている⁷。

この研究プロジェクトでの基本的な仮説は以下の通りである。そもそもの問題意識は、経済成長や都市化と市民社会あるいは民主政治の定着には相関があるのかどうか、ということである。まず、社会関係資本 Social Capital に関しては、この関連性についての代表的な見解としては、パットナム教授（ハーバード大学・政治学）の分析が明快である。1993年の著作で彼は、イタリアの1970年代以降の政治改革の実践に關す

⁵ ブキャナン・タロック（1962）は、民主政治の下における公的な意思決定において重要な役割を果たしている政党や官僚機構が、自らの組織原理や各種の利益団体の意向に振り回されて、立ち往生してしまうさまを描き出した。

⁶ 幸福と経済成長のトレードオフについての主要な研究分析を、時系列的に列挙すると、フライ・スタッツァー（2002）、スティグリッツ委員会（2010）、OECD（2011）、R. & E.スキデルスキー（2012）、ディートン（2013）などがある。

⁷ これらはいずれも、専修大学社会知性開発研究センター内に設置され、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に申請・採択されている（採択年次はそれぞれ、2009年度、2014年度）。そこでの主要な成果は、原田（2014.5）、Harada（2015.3）などにまとめられている。

る南部と北部の差異を比較して、その原因をその歴史的・文化的な伝統と背景に遡って突き止め、両地域の市民社会の成熟度さらには経済発展の度合いに関係のあることを見出した。さらに、2000年の著作では、初期アメリカ社会を観察したトクヴィル(1835)以来広く認識されている、社会関係資本が相対的に充実していたアメリカのコミュニティでも、時代とともに(1970・80年代以降)、社会関係資本が希薄化していることを指摘した。こうしてみると、コミュニティの社会関係資本と経済的繁栄・成熟の相関は、正負のいずれもありうることが示唆される。そこでパットナムが提唱したのが、2つのタイプの社会関係資本である。第1は結束型 bonding で、これは伝統的な地域共同体での生活に関連している。第2は橋渡し型 bridging で、こちらは近代的な市民社会の発展に連動して拡大してくるタイプである。

次いで、ウェルビーイング Well-being あるいは幸福 Happiness に関しては、トルストイ(1873)の洞察のみならず、イースタリン(1974)の逆説「幸福で満ち足りた貧困者と、不安・不満足な富裕者」の対比も重要な指摘である。あるいは、サルコジ仏大統領の下で進められたステイグリッツ委員会報告(2010)でも、「経済的繁栄と満足度(生活満足度)は関連していない」と結論された。いずれも、経済的繁栄とウェルビーイングあるいは幸福は一見すると関連しているようだが、必ずしもそうではないことが見いだされた。こうした経験則が、各国の経済政策で、ウェルビーイングあるいは幸福を直接的な政策目標に掲げなくなっている要因かもしれない。

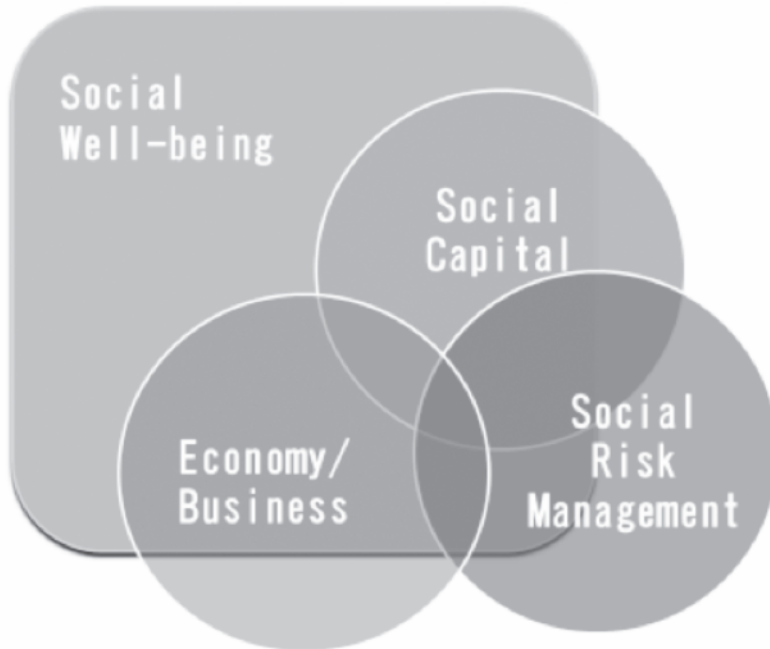
しかし、直接的かつ構造的な因果関係は不明ながらも、ウェルビーイングあるいは幸福の追求は、近代市民社会以来の歴史と伝統に根差した根拠をもっていて、しかも、社会関係資本とも密接に関わっているというのが本研究プロジェクトの基本的スタンスである。

図1では、社会状態に関する各概念の関連性についてのイメージを図示している。まず経済状態 Economy/Business は、ひとびとの生活基盤そのものであり、基本的には市場原理が支配している。次いで、ひとびとが共同生活を営む以上、そうした社会状態・コミュニティを成立・持続させるうえでの制度・ルールは不可欠である。それが Social Risk Management である。さらに、目に見えない社会的なつながりも、社会制度を円滑に持続させるうえではなくてはならない。それが社会関係資本 Social Capital である。ここで、個人そのものと家族・家庭の要素は、書き込んでいない。それは、まさに個性・自我の領域なため、本研究プロジェクトの扱う社会性・共同性とは、根源的で別の次元のものだからである。また、ウェルビーイングも、本研究プロジェクトでは個人に関連するものというよりも、社会的側面に着目するため、ソーシャル・ウェルビーイング Social Well-being と定義して扱うこととする⁸。したがって、このイメージ

⁸ いずれにしても、経済活動・行為と人間心理(個人の内面のみならず、社会・集団の一員としての)は、切っても切り離せない関係にある。これらについての研究も、時系列的にあげれば、デューゼンベリー(1949)、カーネマン・クルーガー(2006)、フライ(2008)、ボック(2010)、アカロフ・クラントン(2010)、シュナイダー・ウィリアムズ(2013)など、多数に及ぶ。

図には、3要素との関連において、本研究プロジェクトにおける中心概念であるソーシャル・ウェルビーイングが定義され、図示されている。

図1 概念間の関係（イメージ）



市民社会を背景にした近代国家では、ひとびとの幸福追求が憲法レベルで遍く公認されているにも拘らず、現実の経済政策のレベルでは、それを目標にすることは意識的・無意識的に回避され、むしろ経済成長の追求に集中しているきらいがある。戦後の日本では、国家としての正義・適正さを求めることには、その多義性・混迷さにたじろいでいる気配も濃厚であるが、それ以上に、経済成長を最優先するという価値観に無自覚的それどころか脅迫観念的にとらわれ過ぎて、その追求を自己目的化している感がある。そもそもひとびとの第一義的な価値観は、平凡な日常生活をつつがなく平穏無事に暮らせることにあるはずである。

たとえば、江戸時代初期、徳川幕府や大名家の城郭を飾った絵師グループ狩野派の四天王でありながら狩野派を離れざるを得なかった久隅守景の、国宝「納涼図」（17世紀、東京国立博物館蔵、図2）の情景の静謐さはどうだろうか。ここには、夏の夕刻、一日の仕事を終えた家族・親子3人が庭先の瓢箪棚の下で揃って夕涼みながら、静かに語り合っている様子に、ほのぼのとした、確かな生活感の充実ぶりが描かれているのである。この家族には、決していたずらに世間的な栄達や経済的繁栄を求める気配はなく、親子3人は充足した日々を持続できる幸せをかみしめているかのようであ

る。国・政府の政策も、そうしたウェルビーイング（安寧）を清貧に求めるひとびとの生活の確かな基盤を確保することにこそ、誠実で丁寧な目を向けるべきではないだろうか。

図2 国宝「納涼図」久隅守景（17世紀、東京国立博物館蔵）



参考文献

Akerlof, George, and Rachel Kranton (2010), *Identity Economics: How our Identities Shape our Work, Wages, and Well-being*, Princeton University Press.

ジョージ・アカロフ、レイチェル・クラントン（2010、山形浩生・森岡桜訳 2011）『アイデンティティ経済学』東洋経済新報社。

Bok, Derek (2010), *The Politics of Happiness: What Government Can Learn from the New Research on Well-being*, Princeton University Press.

デレック・ボック（2010、土屋直樹・茶野努・宮川修子訳 2011）『幸福の研究』東洋経済新報社。

- Buchanan, James M. and Gordon Tullock (1962), *The Calculus of Consent: Logical Foundation of Constitutional Democracy*, University of Michigan Press. J.M.
 ブキャナン、G.タロック（1962、宇田川璋仁監訳 1979）『公共選択の理論：合意の経済論理』東洋経済新報社。
- Coyle, Diane (2014), *GDP: A Brief but Affectionate History*, Princeton University Press.
 ダイアン・コイル（2014、高橋璃子訳 2015）『GDP：＜小さくて大きな数字＞の世界』みすず書房。
- Deaton, Angus (2013), *The Great Escape: Health, Wealth, and the Origins of Inequality*, Princeton University Press.
 アンガス・ディートン（2013、松本裕訳 2014）『大脱出：健康、お金、格差の起源』みすず書房。
- Duesenberry, James Stemple (1949), *Income, Saving and the Theory of Consumer Behavior*, Harvard University Press.
 ジェイムズ・デューゼンベリー（1949、大熊一郎訳、改訂3版 1975）『所得・貯蓄・消費者行為の理論』巖松堂。
- Easterlin, Richard (1974), Does Economic Growth Improve the Human Lot?: Some Empirical Evidence, in P. David and M. Reder, eds., *Nations and Households in Economic Growth: Essays in Honour of Moses Abramowitz*, Academic Press.
- Frey, Bruno S. and Alois Stutzer (2002), *Happiness and Economics: How the Economy and institutions Affect Human Well-being*, Princeton University Press.
 ブルーノ・フライ、アロイス・スタッツァー（2002、佐和隆光・沢崎冬日訳 2005）『幸福の政治経済学：人びとの幸せを促進するものは何か』ダイヤモンド社。
- Frey, Bruno S.(2008), *Happiness: A Revolution in Economics*, The MIT Press.
 ブルーノ・フライ（2008、白石小百合訳 2012）『幸福度をはかる経済学』NTT 出版。
- 福澤諭吉（1866）『西洋事情』（『福澤諭吉著作集』第1巻、慶應義塾大学出版会、2002年、に再録）
- 福澤諭吉（1871）『学問のすゝめ』（『福澤諭吉著作集』第3巻、慶應義塾大学出版会、2002年、に再録）
- 原田博夫（2014.5）「幸福感と社会関係資本」『計画行政』日本計画行政学会、37巻2号。
- Harada, Hiroo (2015.3), “Raising Issues at the International Symposium 2014,” *The Senshu Social Well-being Review*, No.1, March 2015, pp. 11-22.
- 伊藤博文（1889.6.1）『帝国憲法 皇室典範 義解 全』、英訳（伊東已代治訳、英吉利法律学校（現・中央大学）刊行） *Commentaries on The Constitution of The Empire of Japan*, 1889.6.28.
- Kahneman, Daniel, and Alan B. Kruger(2006), “Developments in the Measurements of Subjective Well-being,” *Journal of Economic Perspective*.
 ダニエル・カーネマン（2006、友野典男・山内あゆ子訳 2011）『心理と経済を語る』楽工社。

- OECD (2011), *How's Life?: Measuring Well-being*, OECD Publishing, Paris.
 経済協力機構 OECD (2011、徳永優子他訳 2012) 『幸福度白書』明石書店.
- Pigou, Arthur Cecil (1920, 1952), *The Economics of Welfare*, Macmillan.
 A.C. ピグウ (1920, 1952、気賀健三他訳 1953-55) 『厚生経済学 I・II・III・IV』東洋経済新報社.
- Putnam, Robert (1993), *Making Democracy Work: Civic Tradition in Modern Italy*, Princeton University Press.
 ロバート・パットナム (1993、河田潤一訳 2001) 『哲学する民主主義：伝統と改革の市民的構造』NTT 出版.
- Putnam, Robert (2000), *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon & Schuster.
 ロバート・パットナム (2000、柴内康文訳 2006) 『孤独なボウリング：米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房.
- Schneider, Friedrich, and Colin C. Williams (2013), *The Shadow Economy*, London: The Institute of Economic Affairs.
- Skidelsky, Robert, and Edward Skidelsky (2012), *How Much is Enough?: Money and the Good Life*, New York: Other Press.
 ロバート・スキデルスキー、エドワード・スキデルスキー (2012、村井章子訳 2014) 『じゅうぶん豊かで、貧しい社会：理念なき資本主義の末路』筑摩書房.
- Stiglitz, Joseph E., Amartya Sen, and Jean-Paul Fitoussi (2010), *Mis-measuring our Lives: Why GDP Doesn't Add up?* The New Press.
 スティグリッツ委員会 (2010、福島清彦訳 2012) 『暮らしの質を測る』金融経済事情研究会.
- Tocqueville, Alexis de (1835), *Democracy in America*.
 アレックス・トクヴィル (1835、井伊玄太郎訳 1987) 『アメリカの民主政治』(上・中・下) 講談社学術文庫.

専修大学社会関係資本研究センター刊行物

『社会関係資本研究センター年報』

『社会関係資本研究論集』

The Senshu Social Capital Review

全5号 各号は2010年～2014年の間、刊行

専修大学ソーシャル・ウェルビーイング研究センター刊行物

『ソーシャル・ウェルビーイング研究センター研究論集』第1号、2015年3月.

The Senshu Social Well-being Review, No.1, March 2015.